

土木工事積算要領 の 改定・追加・訂正

適用年月日（平成30年8月1日以降積算基準日適用）

区分	ページ	改定	現行	備考
土木編	要領・土木-9-(15)	<p>(ホ) 建設材料の品質記録保存に要する費用</p> <p>(ヘ) コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用</p> <p>(ト) コンクリートの単位水量測定、コンクリートのひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用</p> <p>(チ) 非破壊試験によるコンクリート構造物中の背筋状態及びかぶり測定に要する費用</p> <p>(リ) 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定に要する費用</p> <p>(ヌ) P C上部工、アンカー工等の緊張管理（例：グラウンドアンカー工における多サイクル確認試験、1サイクル確認試験）、グラウト配合試験等に要する費用</p> <p>(ル) トンネル工（NATM）の計測Aに要する費用</p> <p>(ヲ) 塗装膜厚施工管理に要する費用</p> <p>(ワ) 溶接工の品質管理のための試験等に要する費用（現場溶接部の検査費用を含む）</p> <p>(カ) 施工管理で使用するO A機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）</p> <p>(ヨ) 品質証明に係る費用（品質証明費）</p> <p>(タ) 建設発生土情報交換システム及び副産物情報交換システムの操作に要する費用</p> <p>(レ) トータルステーション（以下、「T S」という。）による出来形管理費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レベル・巻き尺による出来形管理に代えて行うT Sによる出来形管理に要する費用 <p>(ロ) T S・衛星測位システム（以下、「GNSS」という。）による締固め管理費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂置換法・R I法による締固め管理に代えて行う、T S・GNSSによる締固め管理に要する費用 <p>ロ 技術管理費として積算する内容で積上げ計上する項目は、次のとおりとする。</p> <p>(イ) 特別な品質管理等に要する費用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験 ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験 ・グラウンドアンカー工の基本調査試験 <p>(ロ) 現場条件等により積上げ計上する項目は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・取りまとめに要する費用 ・試験盛土等の工事に要する費用、トンネル（NATM）の計測Bに要する費用 ・下水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用 ・施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器（鉄筋探査等）を用いた調査に要する費用 <p>(ハ) 施工合理化調査に要する費用</p> <p>(ニ) I C T建設機械に要する以下の費用</p> <p>「土木工事積算基準書（共通編）第1編第2章工事費の積算②間接費2. 共通仮設費2-7技術管理費」によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守点検 ・システム初期費 ・3次元起工測量、3次元設計データの作成費用；3次元起工測量、3次元設計データの作成費用が必要な場合、間接費を含む受注者見積り（間接費を含む）を協議のうえ計上する。 <p><u>なお、システム初期費については工事あたり使用機種毎に一式計上とする。</u></p> <p>(ホ) その他前記（イ）、（ロ）、（ハ）、（ニ）に含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</p>	<p>(ホ) 建設材料の品質記録保存に要する費用</p> <p>(ヘ) コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用</p> <p>(ト) コンクリートの単位水量測定、コンクリートのひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用</p> <p>(チ) 非破壊試験によるコンクリート構造物中の背筋状態及びかぶり測定に要する費用</p> <p>(リ) 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定に要する費用</p> <p>(ヌ) P C上部工、アンカー工等の緊張管理（例：グラウンドアンカー工における多サイクル確認試験、1サイクル確認試験）、グラウト配合試験等に要する費用</p> <p>(ル) トンネル工（NATM）の計測Aに要する費用</p> <p>(ヲ) 塗装膜厚施工管理に要する費用</p> <p>(ワ) 溶接工の品質管理のための試験等に要する費用（現場溶接部の検査費用を含む）</p> <p>(カ) 施工管理で使用するO A機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）</p> <p>(ヨ) 品質証明に係る費用（品質証明費）</p> <p>(タ) 建設発生土情報交換システム及び副産物情報交換システムの操作に要する費用</p> <p>(レ) トータルステーション（以下、「T S」という。）による出来形管理費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レベル・巻き尺による出来形管理に代えて行うT Sによる出来形管理に要する費用 <p>(ロ) T S・衛星測位システム（以下、「GNSS」という。）による締固め管理費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂置換法・R I法による締固め管理に代えて行う、T S・GNSSによる締固め管理に要する費用 <p>ロ 技術管理費として積算する内容で積上げ計上する項目は、次のとおりとする。</p> <p>(イ) 特別な品質管理等に要する費用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験 ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験 ・グラウンドアンカー工の基本調査試験 <p>(ロ) 現場条件等により積上げ計上する項目は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・取りまとめに要する費用 ・試験盛土等の工事に要する費用、トンネル（NATM）の計測Bに要する費用 ・下水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用 ・施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器（鉄筋探査等）を用いた調査に要する費用 <p>(ハ) 施工合理化調査に要する費用</p> <p>(ニ) I C T建設機械に要する以下の費用</p> <p>「土木工事積算基準書（共通編）第1編第2章工事費の積算②間接費2. 共通仮設費2-7技術管理費」によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守点検 ・システム初期費 ・3次元起工測量、3次元設計データの作成費用；3次元起工測量、3次元設計データの作成費用が必要な場合、間接費を含む受注者見積り（間接費を含む）を協議のうえ計上する。 <p>(ホ) その他前記（イ）、（ロ）、（ハ）、（ニ）に含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</p>	適用の改定

- (ホ) 建設材料の品質記録保存に要する費用
- (ヘ) コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用
- (ト) コンクリートの単位水量測定、コンクリートのひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用
- (チ) 非破壊試験によるコンクリート構造物中の背筋状態及びかぶり測定に要する費用
- (リ) 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定に要する費用
- (ヌ) PC上部工、アンカー工等の緊張管理（例：グラウンドアンカー工における多サイクル確認試験、1サイクル確認試験）、グラウト配合試験等に要する費用
- (ル) トンネル工（NATM）の計測Aに要する費用
- (ヲ) 塗装膜厚施工管理に要する費用
- (ワ) 溶接工の品質管理のための試験等に要する費用（現場溶接部の検査費用を含む）
- (カ) 施工管理で使用するOA機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）
- (ヨ) 品質証明に係る費用（品質証明費）
- (タ) 建設発生土情報交換システム及び副産物情報交換システムの操作に要する費用
- (レ) トータルステーション（以下、「TS」という。）による出来形管理費用
 - ・レベル・巻き尺による出来形管理に代えて行うTSによる出来形管理に要する費用
- (ソ) TS・衛星測位システム（以下、「GNSS」という。）による締固め管理費用
 - ・砂置換法・RI法による締固め管理に代えて行う、TS・GNSSによる締固め管理に要する費用
- ロ 技術管理費として積算する内容で積上げ計上する項目は、次のとおりとする。
 - (イ) 特別な品質管理等に要する費用。
 - ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験
 - ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験
 - ・グラウンドアンカー工の基本調査試験
 - (ロ) 現場条件等により積上げ計上する項目は次のとおりとする。
 - ・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・取りまとめに要する費用
 - ・試験盛土等の工事に要する費用、トンネル（NATM）の計測Bに要する費用
 - ・下水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用
 - ・施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器（鉄筋探査等）を用いた調査に要する費用
 - (ハ) 施工合理化調査に要する費用
- (二) ICT建設機械に要する以下の費用

「土木工事積算基準書（共通編）第I編第2章工事費の積算②間接費2. 共通仮設費2－7技術管理費」によること。

 - ・保守点検
 - ・システム初期費
 - ・3次元起工測量、3次元設計データの作成費用：3次元起工測量、3次元設計データの作成費用が必要な場合、間接費を含む受注者見積り（間接費を含む）を協議のうえ計上する。
なお、システム初期費については一工事あたり使用機種毎に一式計上とする。
- (ホ) その他前記（イ）、（ロ）、（ハ）、（二）に含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

(8) 営繕費の積算

- 1) 営繕費として積算する内容は次項のとおりとする。
 - イ 現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
 - ロ 労働者宿舎の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
 - ハ 倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
 - ニ 労働者の輸送に要する費用
 - ホ 上記イ、ロ、ハに係る土地・建物の借上げに要する費用
 - ヘ 監督員詰所、火薬庫の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用